

## 返戻金について

名 称：INSOUオフィス株式会社  
所 在 地：大阪市西区新町三丁目6番10号  
INSOUビル4F  
許可番号：27-ユ-304505

### 返戻金制度に関する事項

- ・返戻金制度の有無 有
- ・求職者が、自己の都合又は求職者の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を、求人者に返還します。但し、有料職業紹介契約書により、別の定めをした場合は、そちらを優先致します。
  - （1）入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 80%
  - （2）入社後1ヶ月以上、2ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 50%
  - （3）入社後2ヶ月以上、3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合 30%

以上